

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年10月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	12件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	12件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500217 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500130 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 4 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額については 15 万円から 20 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までの標準報酬月額については 16 万円から 20 万円とする。

平成 17 年 4 月から平成 19 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 4 月から平成 19 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額を 21 万 7, 000 円、平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 22 万 1, 000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 13 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日まで
② 平成 19 年 7 月 13 日
③ 平成 19 年 12 月 14 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①について標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②及び③について、賞与を支給されていたが記録がないので標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成17年4月1日から平成19年4月1日までの期間については、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成17年4月から平成18年8月までは15万円、平成18年9月から平成19年3月までは16万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成17年4月から同年8月までは20万円、平成17年9月から平成18年8月までは24万円、平成18年9月から平成19年3月までは28万円)はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は低い標準報酬月額(20万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、上記請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成17年4月から平成19年3月までは20万円とすることが必要である。

また、請求期間①のうち、平成19年4月1日から同年7月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間より前の期間の給与明細書及び平成19年分給与所得の源泉徴収票から判断して、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)を超える標準報酬月額(20万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成17年4月から平成19年6月までの期間について、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間②及び③について、請求者から提出された預金通帳の写し、平成19年分給与所得の源泉徴収票及び同僚の給与明細書から、請求者は、平成19年7月13日に21万7,000円、平成19年12月14日に22万1,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成19年7月13日及び平成19年12月14日に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500222 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500131 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 48 年 4 月 21 日、喪失年月日を昭和 50 年 3 月 31 日に訂正し、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 7 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円、昭和 49 年 8 月から昭和 50 年 2 月までの標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 48 年 4 月 21 日から昭和 50 年 3 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 48 年 4 月 21 日から昭和 50 年 3 月 31 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月 21 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで

請求期間に A 社に勤務していたのに厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が加入する C 健康保険組合（現在は、D 健康保険組合）から提出された請求者に係る資格取得届（昭和 48 年 4 月 21 日資格取得）、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答並びに請求者が陳述する A 社への入社及び退社の経緯から、請求者は、請求期間に A 社に勤務していたことが認められる。

また、日本年金機構 E 事務センターが保管する資料によると、F 社会保険事務所（当時）においては、A 社の同僚から提出された同社に係る期間照会申出書及び給与明細書並びに C 健康保険組合から提出された資料を調査した結果、同社については、厚生年金保険の届出に多くの不備があることが確認でき、当該同僚については厚生年金保

険の被保険者記録がない期間についても継続して雇用され、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できたことから、オンライン記録の資格取得年月日を同健康保険組合の資格取得年月日に合わせて訂正をすることとし、同社に係る被保険者記録については被保険者から請求があった場合に、その都度訂正を行うこととされ、その後、6人の同僚についても厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日については、上記のC健康保険組合の請求者に係る資格取得届により、昭和48年4月21日とし、喪失年月日については、請求者の退職時期に係る陳述から判断し、昭和50年3月31日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、C健康保険組合の資料から、昭和48年4月から昭和49年7月までを4万5,000円、昭和49年8月から昭和50年2月までを7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間の事業主は不明と回答している上、同社の事業を継承するB社も資料を保管していないため分からない旨を陳述しているが、昭和48年4月から昭和50年2月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届出は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は請求者の昭和48年4月から昭和50年2月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500257号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500132号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月10日の標準賞与額を69万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月10日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、平成15年12月10日に支給された賞与の記録が無い。預金通帳等を提出するので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社の回答及び同僚から提出された平成15年12月10日の賞与支払明細書から判断すると、請求者は、請求期間において、標準賞与額（69万1,000円）に見合う賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは

認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500206 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500137 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 3 年 10 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 3 年 10 月から平成 4 年 7 月までの標準報酬月額については、22 万円から 32 万円とする。

平成 3 年 10 月から平成 4 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日まで

請求期間について、私の標準報酬月額は 22 万円と記録されているが、提出した明細書のとおり約 32 万円の給与が支給されている。請求期間当時、給与の減額の事実もなく、保険料についても、事業所から誤りがあるとの連絡を受けていないので請求期間の標準報酬月額を年金額に反映するように正しく訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された明細書によると、平成 3 年 10 月からの標準報酬月額の決定の基礎となるべき報酬月額は、平成 3 年 5 月分は 32 万 150 円、同年 6 月分は 32 万 150 円、同年 7 月分は 32 万 7,150 円であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、定時決定として、平成 2 年 10 月から 32 万円、平成 3 年 10 月から 22 万円、随時改定として、平成 4 年 8 月から 34 万円と記録されており、平成 3 年は大幅な変動があったことが確認できる。

また、A 社は平成 3 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下、「算定基礎届」という。）の決定通知書は保存していないが、当時から、従業員の給与に変更があった場合、担当の社会保険労務士に相談の上、健康保険厚生年金保険報酬月額変更届又は算定基礎届を提出しており、社会保険事務所（当時）からの報酬月額決定通知に基づき、給与から厚生年金保険料を控除していた旨の陳述をしている。

さらに、請求期間当時における社会保険事務所の算定基礎届に係る事務取扱について年金事

務所に照会したところ、従前等級と比べて2等級以上の差がある場合は、原則として、事業所へ電話又は文書による照会及び届出指導を実施しており、記載誤りがあれば、その時点で判明すると思われ、そのまま処理されたとすれば事業所の誤りはなかったと考えるのが妥当であり、社会保険事務所の入力誤りの可能性がある旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、事業主が請求者の標準報酬月額を22万円として届出したとは考え難く、請求期間において、社会保険事務所における請求者に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められることから、事業主が社会保険事務所に届出した平成3年の算定基礎届に基づく標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額32万円であると認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500233号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500139号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年5月1日から同年2月16日に訂正し、昭和40年2月から同年4月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和40年2月16日から同年5月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年2月16日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の昭和42年3月31日及び取得年月日の同年4月1日を取り消し、昭和42年3月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和42年3月31日から同年4月1日までの訂正後の期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和40年2月16日から同年5月1日まで
② 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

昭和37年3月にC社(現在は、D社)に入社し、平成15年10月に定年退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、請求期間①及び②に厚生年金保険の被保険者記録がない。給料明細書を提出するので、請求期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が所持する給料明細書、D社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、請求者はC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、異動日については、請求者の雇用保険の加入記録から判断して、昭和40年2月16日とすることが妥当である。

また、昭和40年2月から同年4月までの標準報酬月額については、請求期間①に係る給料明細書により確認できる支給額及び厚生年金保険料の控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①の請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者は、A社において、昭和42年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、昭和42年4月1日に同社において再度資格を取得しており、昭和42年3月の被保険者記録がない。

しかし、請求者が請求期間②にA社に継続して勤務していたことは、上記の人事記録及び雇用保険の加入記録から確認できる上、請求者が所持する給料明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和42年3月の標準報酬月額については、請求期間②に係る給料明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間②の請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、不明と回答しているが、事業主から請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和42年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500237号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500140号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年1月1日から平成6年10月29日に訂正し、平成6年10月から同年12月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成6年10月29日から平成7年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成6年10月29日から平成7年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月29日から平成7年1月1日まで

B社が倒産し、事業を継承するA社に継続して勤務していたが、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、新聞記事によれば、A社は、平成6年10月29日付けで、B社から経営を譲り受け、営業を継続する旨を関係先へ通知しているところ、i) 請求者が所持するA社が発行した請求者の平成6年分給与所得の源泉徴収票によれば、中途就職日が平成6年10月29日と記載されていること、ii) 請求者名義の預金通帳によれば、平成6年11月25日、平成6年12月26日及び平成7年1月25日にA社から給与の振込が確認できること、iii) 請求者と同様にB社において平成6年10月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、平成7年1月1日にA社において被保険者資格を取得するまでの期間に被保険者資格のない複数の同僚が、請求者と一緒に当該期間に勤務していたと回答していることから判断すると、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、請求者と同様に請求期間に被保険者資格のない複数の同僚から提出された給与明細書によれば、被保険者資格のない期間に係る給与がA社から支給され、当該給

与から厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、請求者についても、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成7年1月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、平成7年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間については適用事業所としての記録がない。しかし、商業登記簿謄本によると同社は昭和55年12月3日設立の法人であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主からは回答が得られないが、請求期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成6年10月29日から平成7年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500291 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500141 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成3年11月1日から平成4年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年11月及び同年12月の標準報酬月額については、22万円から24万円とする。

平成3年11月及び同年12月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年11月及び同年12月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年10月1日から平成4年4月1日まで

年金記録を確認したところ、請求期間の標準報酬月額が実際の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額になっている。給与明細書もあるので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成3年11月1日から平成4年1月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）より高額な報酬月額（平成3年11月は25万4,204円、平成3年12月は24万8,029円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成3年11月は26万円、平成3年12月は24万円）より低

額又は同額の標準報酬月額（24万円）に見合う厚生年金保険料（1万7,400円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成3年11月及び同年12月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成3年11月及び同年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成3年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成4年1月1日から同年4月1日までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500269号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500142号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年2月28日から平成10年3月1日に訂正し、平成10年2月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成10年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年2月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

A社には、平成10年2月28日付で定年退職した後も高年齢雇用継続基本給付金を受給し、平成11年2月28日まで継続して勤務した。雇用保険の記録は平成11年2月28日の離職日まで継続しているが、厚生年金保険の記録は平成10年2月28日に資格喪失し、平成10年3月1日に再取得している。これは、会社による手続き上の誤りであり、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用)により、請求者がA社に昭和39年4月1日から平成11年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された平成10年4月、6月、7月、11月及び12月の給与明細書、平成10年の給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写しから、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、平成10年1月の厚生年金保険の記録から53万円とすることが妥当である。

また、請求者に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500292 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500144 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年7月31日から昭和47年8月1日に訂正し、昭和47年7月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和47年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和37年にC社に入社し定年まで継続勤務した。その間に何回かグループ会社への異動があったが退職はしていない。昭和47年にA社からD社に異動したときの厚生年金保険の記録が空白となっているので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答及び同社から提出されたC社の請求者に係る従業員名簿により、請求者は、請求期間当時、同社の関連会社に継続して勤務し (A社からD社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i) 雇用保険の記録によると、A社における離職日が昭和47年7月31日、D社における取得日が昭和47年8月1日となっていること、ii) B社の総務担当者は、異動に関する諸手続は各事業所に対応するが、異動決定についてはC社が行う旨の陳述をしており、オンライン記録によると、同時期に同社からD社に異動した同僚24人について、直前のC社における資格喪失年月日が昭和47年8月1日となっていることから判断して、昭和47年8月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、昭和 47 年 7 月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である昭和 47 年 7 月 31 日となっており、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 47 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500320号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500145号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C工場における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和17年12月1日、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和20年10月1日に訂正し、昭和17年12月から昭和20年9月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和17年12月1日から昭和20年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年12月1日から昭和20年10月1日まで

学校卒業後にA社に入社して昭和20年9月30日までは継続して勤務しており、請求期間はD工場で働いていたが厚生年金保険の記録がないので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の直前のA社E工場の厚生年金保険被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者は転勤のため昭和17年12月1日に資格喪失したことが確認でき、請求者から提出された同社の証明書(昭和20年9月30日交付)によると、「九月三十日当社ヲ退職セシコトヲ証明ス」と記載されており、訂正請求記録の対象者が請求期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、B社の社史により、「D工場」は昭和17年5月に設置され、昭和25年まではA社の工場であったことが確認できる。しかし、当該工場は、当時、単独で適用事業所となっておらず、F保険出張所（当時）の管轄する同社C工場の簿冊の中に、同社D工場に係る名簿が整理されており、複数の同僚の記録から、同社同工場に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同社C工場の事業所記号（G）で処理されていた状況が認められる。

一方、日本年金機構H事務センターは、戦災等による記録消失・回復の状況について、管轄のF保険出張所は、昭和20年*月*日の空襲により厚生年金保険被保険者名簿を焼失しており、同名簿の復元は、焼失を免れた厚生年金保険被保険者台帳及び事業所の協力を得てなされ、A社各工場の名簿についても復元されたものと推測できるが、焼失の規模及び復元の度合いは不明である。また、当時の同社各工場に係る厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得年月日の順に記載されておらず日付が著しく前後しており、昭和17年12月1日前後の取得者に係る名簿の提供が困難である旨回答していることから、同名簿は適正に復元管理されたものとは言い難く、訂正請求記録の対象者に係る被保険者名簿の記録は戦災により焼失したものと認められる。

また、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳についても、請求期間の後に勤務した厚生年金保険被保険者名簿で確認できるA社I工場の記載がなく記録の不備が認められる。

以上のことから総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間においてA社D工場に勤務したことが推認できること、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失、又は正しく記録されていない可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和17年12月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出をF保険出張所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、証明書に記載の退職日の翌日である昭和20年10月1日とすることが必要であると認められる。

また、昭和17年12月から昭和20年9月までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500028号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500146号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年9月1日から昭和53年8月26日に訂正し、昭和53年8月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年7月27日から同年9月1日まで

C社が、B事業所又はA社に社名を変え、D市からE市に移転した時期に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査して、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された昭和53年9月の給与計算書、雇用保険の記録及び複数の同僚の回答によると、請求者が当該期間にA社において勤務していたことが認められる。

また、上記の昭和53年9月の給与計算書によると、請求者は、昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、昭和53年8月の標準報酬月額については、上記の昭和53年9月の給与計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は昭和53年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、昭和53年8月26日から同年8月31日までの期間に適用事業所であったことが確認できないものの、i) 商業登記簿によると、同社は昭和53年8月26日に設立されたことが確認できること、ii) 雇用保険の記録によると、請求者を含む5人が昭和53年8月26日から同年8月31日までの期間

に同社において雇用保険の被保険者記録が確認できること、iii) 複数の同僚は、5人以上の社員が当時、同社において勤務していた旨の回答をしていること、iv) 日本年金機構F事務センターは、同社が昭和53年8月26日から同年同月31日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる旨の回答をしていることから、同社は当該期間に、厚生年金保険法第6条第1項に規定された適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和53年8月26日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和53年7月27日から同年8月26日までの期間について、雇用保険の記録によると、請求者は、A社において、昭和53年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、昭和53年7月27日から同年同月31日までの期間において、雇用保険の被保険者記録が確認できないが、請求者から提出された昭和53年8月及び同年9月の給与計算書、雇用保険の記録、複数の同僚の回答及びA社に係る商業登記簿によると、請求者が昭和53年7月27日から同年8月25日までの期間にB事業所において勤務していたことが認められる。

また、上記の昭和53年8月の給与計算書によると、請求者は、昭和53年7月27日から同年8月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B事業所は、昭和53年7月27日から同年8月25日までの期間に適用事業所であったことが確認できない。

また、B事業所の複数の同僚は昭和53年7月27日から同年8月25日までの期間において5人又は6人の従業員が勤務していたことを回答しているが、雇用保険の記録によると、複数の同僚が氏名等を挙げた2人の同僚は、当該事業所において当該期間の雇用保険の記録が確認できないことから、当該事業所が当該期間において、厚生年金保険法第6条第1項に規定された適用事業所の要件を満たしていたか確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間のうち、昭和53年7月27日から同年8月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500183号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500148号

第1 結論

請求者のA社B工場(以下「B工場」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年1月13日、喪失年月日を昭和20年8月30日に訂正し、昭和20年1月から同年7月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和20年1月13日から同年8月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年1月13日から同年8月30日まで

B工場の入社試験を受けて、同工場のC部門に勤務していた。入社時期をはっきり覚えていないが、遅くとも三河地震のあった日には勤務しており、終戦後も同僚と一緒に働いた。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、i) D市に住んでいたが、空襲が始まったため一家で疎開した。その後あまり間を空けずにE郡F村にあったB工場の入社試験を受けた、ii) 疎開先からは通えないため、同工場の近くのお婆の家から通勤し、お婆の家で就寝中に大きな地震があったことを覚えている、iii) 終戦後も同僚と一緒に勤務した旨の陳述をしているところ、同工場の複数の同僚の氏名等を記憶しており、当該複数の同僚には、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、請求者は、入社経緯、B工場における勤務内容、同工場の戦争による被災状況及び同じ敷地にあった海軍航空隊等について具体的に記憶している上、同僚の一人が請求者を記憶していること、他の同僚の業務についての陳述内容が請求者のものと一致していること等から、請求者は、同工場に勤務していたことが認められる。

一方、B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には、請求者の記録が見当たらないところ、被保険者名簿は被保険者について資格取得年月日順に記載することになっていたが、同工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に資格取得年月日が前後する箇所が散見されることについて、日本年金機構G事務センターは、被保険者名簿等は戦災により焼失したと思われる旨回答していることから、現存する同工場に係る厚生年金保険被保険者

名簿は請求期間後に復元されたものであることがうかがえるものの、請求者が氏名を記憶する複数の同僚について、年金手帳記号番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票において被保険者記録を確認できるが、当該被保険者名簿に氏名が見当たらないなど、その記録内容は、請求期間当時の同工場における被保険者記録を完全に復元されているとは認められない。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり、戦災による大規模な焼失は免れているものの、相当数の番号の欠落があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間においてB工場に勤務したことが推認できること、請求期間に係る請求者の厚生年金保険の記録は、事業主が請求者の被保険者資格に係る届出を行った後に戦災により焼失、又は正しく記録されていない可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、遅くとも三河地震が発生した昭和20年1月13日までに請求者が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、請求者の同工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、終戦時に同工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる337名全員について、その被保険者資格喪失日は昭和20年8月30日であることから、昭和20年8月30日とすることが妥当である。

また、昭和20年1月から同年7月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500199号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500129号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和34年4月8日から昭和35年10月まで

私は、中学を卒業してからA社で働いた1年半の期間の厚生年金保険の記録が無い。働いていたことは確かなので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社のあった所在地を記憶しており、当該所在地は、B図書館所蔵の「C市明細図」(1959年)における当該事業所の所在地と符合していること及び請求者は業務内容についても記憶していることから、期間を特定することはできないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社が適用事業所であったことが確認できない上、当該事業所の請求期間当時の事業主を特定することはできないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A社の同僚について、氏名を記憶しておらず、同僚を特定することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び当該事業所における厚生年金保険の加入状況等の回答を得ることができない。

さらに、請求者は、中学を卒業後、A社で1年半働き、当該事業所を離職して2、3日後にD社に入社した旨の回答をしているところ、オンライン記録により、請求期間のうち、昭和35年4月26日から同年10月までの期間に請求者は、D社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、請求期間と請求者の回答内容に相違がある。

加えて、請求者が姓を挙げたD社において厚生年金保険被保険者記録がある2名の同僚に照会し、回答を得たが、請求期間における請求者のA社での勤務実態を裏付ける回答を得ることができない上、請求者と同日の昭和35年4月26日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、請求者と一緒に昭和35年4月26日に入社した旨の回答している。

その上、請求者から提出された写真では、請求者の請求期間における勤務実態について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500226 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500133 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 10 月 11 日まで

私は、A 社を辞めることなく継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された社会保険加入台帳によると、請求者は、昭和 46 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 11 日に再取得していることが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、請求者の A 社における雇用保険の記録によると、昭和 46 年 3 月 30 日離職となっており、請求期間に係る加入記録はない。

さらに、A 社は、上記台帳以外の資料はなく、請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500235 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500135 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 社 B 事業所を昭和 63 年 8 月 31 日に退職した。しかし、厚生年金保険の記録では、同事業所の資格喪失日は昭和 63 年 8 月 31 日となっており納得ができない。請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映するように訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事務代行を行っている C 社から提出された請求者の社員名簿によると、職務歴欄に「63 年 8/30 退職」と記載されている上、同名簿の退社記事欄には期日が「63 年 8 月 30 日付」、理由が「D」と記載されていることが確認できる。

また、請求者の A 社 B 事業所における雇用保険の記録によると、昭和 57 年 4 月 1 日資格取得、昭和 63 年 8 月 30 日離職となっており、請求期間に係る加入記録はない。

さらに、請求者が提出した E 厚生年金基金加入員証によると、加入員資格喪失年月日は「63. 8. 31」と記載されており、E 企業年金基金より提出された加入員台帳の記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について C 社に照会したところ、確認できる当時の資料がないため不明である旨の回答があり、これらを確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500244号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500136号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和21年3月1日から昭和24年4月1日まで

私は、A社に勤務したが厚生年金保険の加入記録がない。請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者より提出された昭和21年3月付けの採用通知書から、請求者がA社に採用されたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間当時、A社は適用事業所であったことが確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和49年10月1日に解散している上、当時の役員についても所在が不明であり聴取を行うことができないため、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500247 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500138 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から平成 6 年 2 月 21 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間について、私が記憶している時給及び勤務時間から考えられる給与と、年金記録の標準報酬月額が一致しない。年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 34 万円から 38 万円と記録されているが、請求者から提出された平成 3 年 1 月 31 日から平成 6 年 2 月 28 日までの期間に係る普通預金移動明細表の給与振込金額から、請求者の報酬月額は 32 万円から 39 万円程度と推察され、両者に大幅な差異は見られない。

また、雇用保険の給付記録によると、請求者の A 社を離職した際の賃金月額は約 36 万円であり、オンライン記録の資格喪失時における標準報酬月額 (36 万円) に見合っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、請求者と同様の職種であった複数の同僚の標準報酬月額を確認したところ、請求者の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A 社は、従業員の報酬月額は、会計事務所が作成したデータを基に適切に社会保険事務所 (当時) に届け出ていた旨の陳述をしている上、オンライン記録において、請求者の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500030 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500143 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 22 年から昭和 32 年までの期間のうち数年間
はっきりとした期間は分からないが、昭和 22 年から昭和 32 年までの期間のうち数年間、D 県 E 市の A 社に勤務していたので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げている同僚 2 名のオンライン記録によると、当該同僚は請求期間の一部において A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、期間は特定できないものの、請求者が同社 B 工場に勤務していたことはいくつかあがる。

しかし、C 社は請求者について、「過去の資料を確認しましたが、在籍していたことを確認することができませんでした。」と回答しており、A 社 B 工場における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記同僚 2 名及び請求者が当時の工場長であったとして記憶している者は既に死亡しているとともに、当時の部長として名字を記憶している者については、A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿においてその氏名が確認できず連絡が取れないことから、同社 B 工場における請求者の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、請求期間において A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を行ったものの、請求者や請求期間当時のことについては覚えていない旨回答しており、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける回答は得られない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500231号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500147号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年1月12日から同年3月1日まで

平成13年1月12日にB事業所をA社に法人化し、同日から代表取締役就任し勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成13年3月1日となっている。請求期間を厚生年金保険被保険者期間として、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成13年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、商業登記簿謄本及びA社の回答によると、請求者は請求期間に同社に勤務し、給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求者及び請求者の妻は、請求者は請求期間当時に社会保険事務及び給与計算事務を行っていなかった旨の回答をしているが、i) 商業登記簿によると、請求期間において、請求者は同社の代表取締役であり、請求者の妻は同社の取締役であることが確認でき、その他に役員は確認できず、A社から提出された給与所得等支給状況内訳書によると、請求期間当時に同社の給与支給人員は7人又は8人であったことが確認できること、ii) 請求者及び請求者の妻は、社会保険事務については、C協会に委託しており、当該協会の対応及び給与計算事務は請求者の妻が行っていた旨の回答をしていること、iii) 請求者の妻は、B事業所をA社に法人化した際に、事業主である請求者が社会保険に加入することになることについて、請求者と話した旨の陳述をしていること、iv) A社から提出された平成13年分給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表の「この調書について応答できる者の所属及び氏名」欄及び平成13年の給与所得等支給状況内訳書の「この内訳書について応答できる方の所属及び氏名」欄において請求者の氏名が確認できること、v) 請求者は、請求者の妻と請求期間当時に同居してい

た旨の陳述をしているところ、D市から提出された住民票によると、請求者と請求者の妻は請求期間当時に同居していたことが確認できること、vi) A社又はB事業所の複数の従業員は、請求者から労働条件の説明があった旨の陳述をしていることから、請求者は、前述の厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500284号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500134号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年4月1日から昭和47年4月1日まで

私は、請求期間について当時の事業主からA厚生年金基金に加入している旨説明を受け、国の記録も基金の加入員となっているが、当該基金に照会したところ、加入記録なしと回答された。請求期間に係る当該基金の加入記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)は、法第28条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる(法第28条の2第1項)。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、「被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日、保険給付に関する事項、離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項」と規定されている(厚生年金保険法施行規則第11条の2)。

請求者は、本件訂正請求により、厚生年金保険原簿にA厚生年金基金の加入員である厚生年金保険被保険者記録が存在する期間について、当該基金においては加入員記録が存在しないことから、当該基金の加入員記録を訂正することを求めている。しかしながら、基金における加入員記録は特定厚生年金保険原簿記録には含まれていない。

よって、本訂正請求は法第28条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないため、不適法な請求であり、却下することが妥当である。